

改正

平成 20 年 5 月 8 日規則第 29 号  
平成 22 年 3 月 31 日規則第 13 号  
平成 23 年 6 月 15 日規則第 27 号  
平成 23 年 8 月 30 日規則第 33 号  
平成 28 年 6 月 1 日規則第 29 号

みんなで進める千歳のまちづくり条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、みんなで進める千歳のまちづくり条例(平成 19 年千歳市条例第 3 号。以下「条例」といいます。)の施行に関し必要な事項を定めるものとします。

(用語の意義)

第 2 条 この規則における用語の意義は、条例において使用する用語の例によります。

(大規模な施設)

第 3 条 条例第 8 条第 1 項第 4 号に規定する公共の用に供される大規模な施設は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条第 1 項の公の施設であって、その施設の設置、改修等に係る総事業費が 3 億円を超えるものとします。

(協働事業の対象)

第 4 条 条例第 14 条第 1 項に規定する協働事業は、次に掲げる事業のいずれかに該当するものとします。ただし、同項第 1 号に掲げる協働事業であって、既に市の助成を受けている事業は、対象としません。

- (1) 公益的又は社会貢献的な事業であって、市民活動団体及び市が協働して取り組むことによって地域的又は社会的な課題の解決が図られる事業
- (2) 市民の満足度が高まり、具体的な効果又は成果が期待できる事業
- (3) 市民活動団体及び市それぞれの役割分担が明確かつ妥当であって、市民協働により実施することで相乗効果が高まる事業

2 協働事業を実施できる市民活動団体は、次のいずれにも該当するものとします。

- (1) 5 人以上の会員で組織していること。
- (2) 組織の運営に関する規約等が定められていること。
- (3) 予算及び決算を適正に行っていること。
- (4) その団体の主たる活動が、条例第 2 条第 6 号アからエまでに掲げる活動でないこと。
- (5) 原則として 1 年以上継続して活動していること。
- (6) 市長が別に定める登録団体であること。

(審査基準の公表)

第5条 市長は、協働事業を募集しようとするときは、あらかじめ審査基準その他市長が必要と認める事項を公表するものとします。

(協働事業の申請)

第6条 条例第14条第2項の規定により協働事業を実施しようとする市民活動団体（以下「申請者」といいます。）は、次に掲げる書類を市長に提出しなければなりません。

- (1) 協働事業申請書（第1号様式）
- (2) 協働事業計画書（第2号様式）
- (3) 協働事業収支予算書（第3号様式）
- (4) 団体の概要書（第4号様式）
- (5) 団体の定款、規約、会則等
- (6) 役員及び会員名簿
- (7) 前年度の活動報告書
- (8) 前年度の収支計算書
- (9) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請の概要を公表することができるものとします。

(事業内容に関する協議等)

第7条 市長は、前条第1項の規定により協働事業申請書の提出があったときは、第4条第1項各号に掲げる協働事業の特性をより高めるため、申請者とその内容について協議及び調整を行うものとします。

(公開プレゼンテーションの開催)

第8条 千歳市市民協働推進会議（以下「推進会議」といいます。）は、申請があった協働事業についての審査に際し、当該申請者から説明を受けるため、公開でプレゼンテーションを開催するものとします。

2 推進会議は、申請の際に提出された書類、前条の協議及び調整の内容並びに前項のプレゼンテーションの結果を総合的に審査し、その結果を市長に報告するものとします。

(協働事業の決定の通知)

第9条 市長は、条例第14条第3項の規定により協働事業及びそれを実施する市民活動団体（以下「実施団体」といいます。）が決定したときは、その結果を申請者に通知するものとします。

(役割分担等の協議及び個人情報の保護)

第10条 実施団体及び市は、具体的な役割分担を協議し、協働事業実施に当たっての基本的事項、役割分担、個人情報保護の遵守等を明示した協定を締結するものとします。

(補助金)

第11条 市長は、条例第16条第1項の規定によるみんなで、ひと・まちづくり基金の活用により、予算の範囲内において実施団体に補助金を交付するものとし、その額は、次

のとおりとします。

(1) 条例第14条第1項第1号に規定する協働事業 協働事業の実施に必要な額。ただし、100万円を限度とします。

(2) 条例第14条第1項第2号に規定する協働事業 協働事業の実施に必要な額

2 次に掲げる経費は、前項各号の協働事業の実施に必要な額に含まないものとします。

(1) 実施団体の経常的な活動に要する経費

(2) 実施団体の構成員による会合における食糧費

3 第1項の補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。

4 次に掲げる金額は、補助金の額から減額することとします。

(1) 協働事業の実施に伴い発生した収入

(2) 国、道その他各種団体から受けている助成金

5 実施団体が補助金の交付を申請するときは、協働事業補助金交付申請書（第5号様式）に前条の規定により締結した協定書を添えて提出しなければなりません。

6 前各項に定めるもののほか、補助金の申請、交付等に関する手続については、千歳市補助金等交付規則（昭和58年千歳市規則第12号）の規定によるものとします。

（協働事業の変更等）

第12条 実施団体は、第6条第1項の規定による申請に関する事項若しくはその協働事業の内容を変更しようとするとき、又はその協働事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに市長の承認を受けなければなりません。ただし、軽微な変更については、この限りではありません。

2 実施団体は、協働事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければなりません。

（状況報告及び調査）

第13条 市長は、必要に応じて協働事業の実施状況について実施団体に報告させ、又は調査を行うことができます。

（実績報告）

第14条 実施団体は、協働事業が完了したときは、速やかに次に掲げる書類を市長に提出しなければなりません。

(1) 協働事業結果報告書（第6号様式）

(2) 協働事業収支決算書（第7号様式）

(3) 協働事業実績報告書（第8号様式）

附 則

この規則は、公布の日から施行します。

附 則（平成 20 年 5 月 8 日規則第 29 号）

この規則は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 31 日規則第 13 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後のみんなで進める千歳のまちづくり条例施行規則第 4 条の規定は、この規則の施行の日以後に開始する協働事業について適用し、同日前に開始した協働事業については、なお従前の例による。

附 則（平成 23 年 6 月 15 日規則第 27 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後のみんなで進める千歳のまちづくり条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る協働事業について適用し、同日前の申請に係る協働事業については、なお従前の例による。

附 則（平成 23 年 8 月 30 日規則第 33 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後のみんなで進める千歳のまちづくり条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る協働事業について適用し、同日前の申請に係る協働事業については、なお従前の例による。

附 則（平成 28 年 5 月 31 日規則第 29 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後のみんなで進める千歳のまちづくり条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る協働事業について適用し、同日前の申請に係る協働事業については、なお従前の例による。

第 1 号様式（第 6 条関係）

第 2 号様式（第 6 条関係）

第 3 号様式（第 6 条関係）

第 4 号様式（第 6 条関係）

第 5 号様式（第 11 条関係）

第6号様式（第14条関係）

第7号様式（第14条関係）

第8号様式（第14条関係）